

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公表番号】特表2009-534085(P2009-534085A)
【公表日】平成21年9月24日(2009.9.24)
【年通号数】公開・登録公報2009-038
【出願番号】特願2009-506037(P2009-506037)
【国際特許分類】

A 6 1 B 17/02 (2006.01)

【FI】

A 6 1 B 17/02

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月23日(2010.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

器具アクセス装置において、
傷内部に挿入するための末端側定着部材と、
末端側定着部材から基端方向に伸びて傷開口部の側部を側方向に後退させる細長い部材と、
少なくとも1つの器具シールと、
少なくとも1つの器具シールを少なくとも部分的に開いて器具を少なくとも1つの器具シールを通して挿入する少なくとも1つの開放要素と、を備える器具アクセス装置。

【請求項2】

請求項1に記載の装置において、開放要素の少なくとも一部分は、シールに対して動いてシールを開くことができる、装置。

【請求項3】

請求項2に記載の装置において、開放要素は、シールに対して末端方向に動くことができる、装置。

【請求項4】

請求項2又は3に記載の装置において、開放要素は、休止形態と開放形態との間にて動くことができる、装置。

【請求項5】

請求項4に記載の装置において、開放形態にて、開放要素の少なくとも一部分は、実質的に尖鋭である、装置。

【請求項6】

請求項4又は5に記載の装置において、開放形態にて、開放要素の少なくとも一部分は、実質的にテーパ付きとされる、装置。

【請求項7】

請求項4から6の何れか1つの項に記載の装置において、開放形態にて、開放要素の少なくとも一部分は、実質的に円錐形の形状とされる、装置。

【請求項8】

請求項4から7の何れか1つの項に記載の装置において、休止形態にて、開放要素は、実質的に平面状である、装置。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 の何れか 1 つの項に記載の装置において、開放要素はシールに装着される、装置。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の装置において、開放要素をシールに装着するコネクタ要素を備える、装置。

【請求項 11】

請求項 1 から 8 の何れか 1 つの項に記載の装置において、開放要素は、シールから取り外される、装置。

【請求項 12】

請求項 1 から 11 の何れか 1 つの項に記載の装置において、開放要素は、材料シートから成る、装置。

【請求項 13】

請求項 12 に記載の装置において、開放形態にて、シートの第一の部分は、シートの第二の部分に重なり合う、装置。

【請求項 14】

請求項 13 に記載の装置において、シートは、第一の部分と第二の部分との間の不連続部を有する、装置。

【請求項 15】

請求項 14 に記載の装置において、不連続部は、シートのスリットを含む、装置。

【請求項 16】

請求項 1 から 15 の何れか 1 つの項に記載の装置において、開放要素は、実質的に可撓性である、装置。

【請求項 17】

請求項 1 から 15 の何れか 1 つの項に記載の装置において、開放要素は、実質的に剛性である、装置。

【請求項 18】

請求項 1 から 17 の何れか 1 つの項に記載の装置において、複数の開放要素を備える、装置。

【請求項 19】

請求項 1 から 18 の何れか 1 つの項に記載の装置において、シールは、ゼラチン状のエラストマー材料から成る、装置。

【請求項 20】

請求項 1 から 19 の何れか 1 つの項に記載の装置において、シールは、器具を挿入することのできる少なくとも 1 つの貫通して伸びる開口部を備える、装置。

【請求項 21】

請求項 20 に記載の装置において、開放要素は、開口部を通して器具を挿入するため、開口部を少なくとも部分的に開く形態とされる、装置。

【請求項 22】

請求項 20 又は 21 に記載の装置において、開口部は、閉じた形態に向けて偏倚される、装置。

【請求項 23】

請求項 20 から 22 の何れか 1 つの項に記載の装置において、開口部は、ピンホール開口部である、装置。

【請求項 24】

器具アクセス装置において、

少なくとも 1 つの開口部を有する少なくとも 1 つの器具シールであって、前記開口部が少なくとも部分的に貫通して伸びていて、器具を挿入することのできる、前記少なくとも 1 つの器具シールと、

器具が少なくとも 1 つの器具シールと係合したとき、少なくとも 1 つの器具シールを補

強する少なくとも1つの補強要素であって、開口部の半径方向外方に配置された、前記少なくとも1つの補強要素と、を備える器具アクセス装置。

【請求項25】

請求項24に記載の装置において、補強要素は、シールの基端の末端側に配置される、装置。

【請求項26】

請求項24又は25に記載の装置において、補強要素は、シールの末端の基端側に配置される、装置。

【請求項27】

請求項24から26の何れか1つの項に記載の装置において、補強要素は、シール内に少なくとも部分的に埋め込まれる、装置。

【請求項28】

請求項24から27の何れか1つの項に記載の装置において、補強要素は、シールよりも剛性な材料にて出来ている、装置。

【請求項29】

請求項24から28の何れか1つの項に記載の装置において、シールは、ゼラチン状のエラストマー材料から成る、装置。

【請求項30】

請求項24から29の何れか1つの項に記載の装置において、開口部は、リップシール開口部である、装置。

【請求項31】

請求項24から30の何れか1つの項に記載の装置において、複数の補強要素を備える、装置。

【請求項32】

請求項31に記載の装置において、補強要素は、開口部の周りにて周方向に隔てられる、装置。

【請求項33】

請求項24から32の何れか1つの項に記載の装置において、
傷内部に挿入するための末端側定着部材と、
末端側定着部材から基端方向に伸びて傷開口部の側部を側方向に後退させる細長い部材とを備える、装置。

【請求項34】

請求項1から23又は33の何れか1つの項に記載の装置において、傷開口部の外側に配置される基端側部材を備える、装置。

【請求項35】

請求項34に記載の装置において、基端側部材はリング部材である、装置。

【請求項36】

請求項34又は35に記載の装置において、基端側部材は、基端側内部要素と、基端側外部要素とを備える、装置。

【請求項37】

請求項36に記載の装置において、細長い部材は、基端側内部要素と基端側外部要素との間に導入される、装置。

【請求項38】

請求項36又は37に記載の装置において、基端側内部要素及び(又は)基端側外部要素はリング要素である、装置。

【請求項39】

請求項36から38の何れか1つの項に記載の装置において、基端側外部要素は、基端側内部要素に取り付けられる、装置。